

四国地方整備局
徳島河川国道事務所長 佐々木 一英 殿

特定非営利活動法人 コモンズ
代表理事 喜多 順三



「吉野川流域住民の意見を聴く会」の運営について（意見）

「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行におけるファシリテータの中立性・独立性確保のための協定書（平成 18 年 6 月 30 日、国土交通省徳島河川国道事務所～コモンズ間で締結）の「3. 詳細事項（2）コモンズの責務」に基づき、「吉野川流域住民の意見を聴く会」の運営に係る意見を、下記のとおり提出します。

記

1. 協定書の抜粋

協定書「3. 詳細事項（2）コモンズの責務」より
コモンズは、「住民の意見を聴く会」の進行を的確に実施するため必要がある場合には、「住民の意見を聴く会」の運営について、国土交通省に書面等により意見を提出することができます。

2. 意見の内容

「コモンズ第 0606 号（意見）、平成 18 年 11 月 17 日付」での意見に対し、「国四整徳地第 24 号（回答）、平成 18 年 12 月 27 日付」で回答をいただきました。「国四整徳地第 24 号（回答）」について、「住民の意見を聴く会」でのより良いコミュニケーション確保の観点から、下記のとおり意見を提出します。

（以下、番号は、「コモンズ第 0606 号（意見）」「国四整徳地第 24 号（回答）」と同じ）

1) 「進め方の枠組み」に関する国交省の説明責任について
②吉野川の河川整備から、抜本的な第十堰の対策のありかたを除く理由
の回答について

- ・ 回答は、コモンズ第 0606 号提出以前の、「住民の意見を聴く会」で国交省より示された説明と同じ内容と判断します。「住民の意見を聴く会」の参加者からは、もう少し詳しい説明が求められていた、と判断します。
- ・ 具体的には、今回の河川整備計画策定の観点から、「抜本的な第十堰の対策のあり方」を除外して、当該カ所付近において、今回検討の河川整備計画の立案が可能かどうかという意見に対して、国土交通省の説明責任が必要と判断します。

**③「吉野川の河川整備（直轄管理区間）」（但し、抜本的な第十堰の対策のありかたを除く）について、他の方式によらず「学識経験者からの意見聴取」「流域住民の方々からの意見聴取」「関係市町村長からの意見聴取」の個別開催方式を採用した理由
の回答について**

- ・ 回答は、コモンズ第 0606 号提出以前の、「住民の意見を聴く会」で国交省より示された説明と同じ内容と判断します。「住民の意見を聴く会」の参加者からは、もう少し詳しい説明が求められていた、と判断します。

2)「住民の意見を聴く会」のプロセスの明示

の回答について

- ・ 平成 18 年 12 月 18 日記者発表の「吉野川水系河川整備計画 策定の流れ」（以下、「策定の流れ」と略記）を含む回答が示されました。
- ・ この中で、第 2 回以降の「住民の意見を聴く会」においても、「質疑応答や意見交換」実施の明示は、会における関係者のより良いコミュニケーションの実現のために重要な明示、と判断します。
- ・ 一方で、回答では、①吉野川河川整備計画に意見が反映されるまでの、「学識経験者からの意見聴取」「流域住民の方々からの意見聴取」「関係市町村長からの意見聴取」の関係性の明示、及び、②「住民の意見を聴く会」の開催テーマ・対話すべき内容・手順、について、十分に示されていないと判断します。

4) 今後の「住民の意見を聴く会」開催時の留意事項

②「住民の意見を聴く会」の場で参加者と国土交通省の意見交換ができる「住民の意見を聴く会」の場の設定

の回答について

- ・ 回答において、今後の「住民の意見を聴く会」での「質疑応答や意見交換」実施の明示は、「住民の意見を聴く会」における関係者のより良いコミュニケーションの実現のために重要な明示、と判断します。
- ・ 「住民の意見を聴く会」の参加者の意見は、現時点の素案に記載されていない意見も多数存在します。これに対し、回答では「【素案】について質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聴きしていく」と記述されており、「素案」に記載のない意見については、質疑応答や意見交換の対象外とも言える記述となっています。
- ・ これまでの「住民の意見を聴く会」では、“頂いた意見には、全て国土交通省の考え方を示す”旨が説明されています。この観点から、意見交換等の対象を、「素案」に記載されている意見に限定することは、好ましくないと考えられます。

4) 今後の「住民の意見を聴く会」開催時の留意事項

④会場毎に異なることが予測される「住民の意見を聴く会」の進捗状況への対応

の回答について

- ・ 具体的な対応方法の明示が必要と考えられます。

以上